

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3京都市山科身体障害者福祉会館の項中「、休日並びに年始」を「並びに1月1日、年始、5月3日から同月5日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)